

# 既存住宅瑕疵保証・保険サービス「宅建業者売主型」 免責金額・縮小てん補割合、保険金のお支払額

## 1. 免責金額・縮小てん補割合

(1) 修補費用・損害賠償保険金および争訟費用保険金については、1事故につき10万円の免責金額\*と80%の縮小てん補割合が適用されます。

※免責金額は、戸建住宅は1住戸あたり10万円、共同住宅は1棟あたり10万円となります。

(2) 求償権保全費用保険金、事故調査費用保険金および仮住まい費用保険金については免責金額、縮小てん補割合ともに適用されません。

保険金の種類	免責金額	縮小てん補割合
(1) 修補費用・損害賠償保険金	1事故につき10万円	80% (※2)
(2) 争訟費用保険金		
(3) 求償権保全費用保険金	適用なし	100%
(4) 事故調査費用保険金 (※1)		
(5) 仮住まい費用保険金 (※1)		

※1：事故調査費用および仮住まい費用保険金については、一定の支払限度額があります。  
その他、1被保険者あたりの支払限度額、共同住宅1棟あたりの支払限度額、保険期間中・同一事業年度あたりの支払限度額があります。

※2：被保険者が倒産などの事由により相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しない場合には、縮小てん補割合を100%<sup>注</sup>とし、保険対象住宅の買主に対して直接保険金をお支払いします。

注)ただし、保険対象住宅の買主が宅地建物取引業者の場合は、縮小てん補割合は80%となりますので、ご注意ください。

## 2. 保険金のお支払い額

(1) 次の式により算出された額を、保険金額(支払限度額)を限度にお支払いします。

$$\begin{aligned} & (\text{修補費用・損害賠償保険金} + \text{争訟費用保険金} - 10\text{万円}) \times 80\% * \\ & + \text{求償権保全費用保険金} + \text{事故調査費用保険金} + \text{仮住まい費用保険金} \end{aligned}$$

※被保険者が倒産などの事由により相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しない場合には、縮小てん補割合は100%となります(ただし、保険対象住宅の買主が宅地建物取引業者の場合は、縮小てん補割合は80%となります)。

(2) 共同住宅の共用部分に保険事故が発生した場合に、修補費用・損害賠償保険金、争訟費用保険金、求償権保全費用保険金および事故調査費用保険金としてお支払いする保険金は、保険の対象となる損害の額に対し、住棟全体の専有部分の床面積に対する保険対象住宅の専有部分の床面積の割合を乗じた額をお支払いします。